

令和7年7月1日

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市社会福祉協議会（以下「社協」という）が子どもの居場所の実践者及び団体（以下「居場所団体」という。）に、地域福祉活動の実践において必要不可欠となった物品（以下「活動用品」という。）を支給することにより、緩やかなつながりにより社会的孤立を防ぐ地域づくりを行うとともに、子どもの健全な育成を支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 活動用品の支給を受けることのできる子どもの居場所団体は、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1)主たる活動拠点、活動範囲が八王子市であること。

(2)活動頻度が年間10回以上であること。

(3)子どもが原則無料で利用できること。金銭を徴収する場合は、100円以下又は実費の範囲内であること。

(4)活動にあたり、参加者が安心して安全に利用できるための配慮がされていること。具体的には、事故防止及び事故発生時の適切な対応、参加者に係る個人情報の適正な管理についての取組が認められること。加えて「食事の提供」を行う団体においては、衛生管理についての取組が認められること。

(5)構成員が5名以上であり、随時構成員を受入れることができること。

(6)団体の活動内容等を公表できること。

(7)社協からの要請に可能な範囲で対応できること。

(支給品)

第3条 活動用品は、一子どもの居場所団体につき5万円以下（なお、主たる活動が食を通じた居場所団体は3万円以下とする。）、かつ、予算の範囲内において会長が定める品物とする。

(支給の申請)

第4条 活動用品の支給を受けようとする居場所団体は、7月末日までに社協会長に「子ども居場所団体活動用品支給事業 物品配布申請書」を提出しなければならない。

(支給の決定)

第5条 社協会長は、前条第1項の規定による申請書が提出されたときは、速やかに内容を審査し、活動用品を支給することが適当であると認めたときは、支給の手続きを進める。なお、活動用品の支給をもって子どもの居場所団体に通知するものとする。

2 社協会長は、前項に該当したときは、支給する活動用品の内容や数量を必要に応じて居場所団体と協議上決定する。

(支給の時期)

第6条 活動用品は、9月末日までに支給するものとする。

(受領書)

第7条 物品支給を受けた居場所団体は、受領書を提出する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、活動用品の支給に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。